

令和 8 年度

宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回 特定最低賃金検討小委員会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 8 年 8 月 31 日（月） 10:00～
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見について
- 2 特定最低賃金の改正の必要性の有無について
- 3 その他

- 1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見について

2 特定最低賃金の改正の必要性の有無について

3 その他

令和 8 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回特定最低賃金検討小委員会
資 料

宮 崎 労 働 局

令和 8 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回特定最低賃金検討小委員会資料目次

1	特定最低賃金検討小委員会委員名簿……………	1
2	特定最低賃金に係る審議の流れ図（予定）……………	2
3	金額改正の申出……………	3
4	改正申出に関する要件審査結果……………	5
5	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）……………	6
6	年次別最賃額及び引上額・引上率等一覧表……………	7
7	令和 8 年度特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領……………	8
8	令和 8 年度最低賃金に関する基礎調査結果……………	12
9	特定最低賃金に係る運営関係資料……………	27

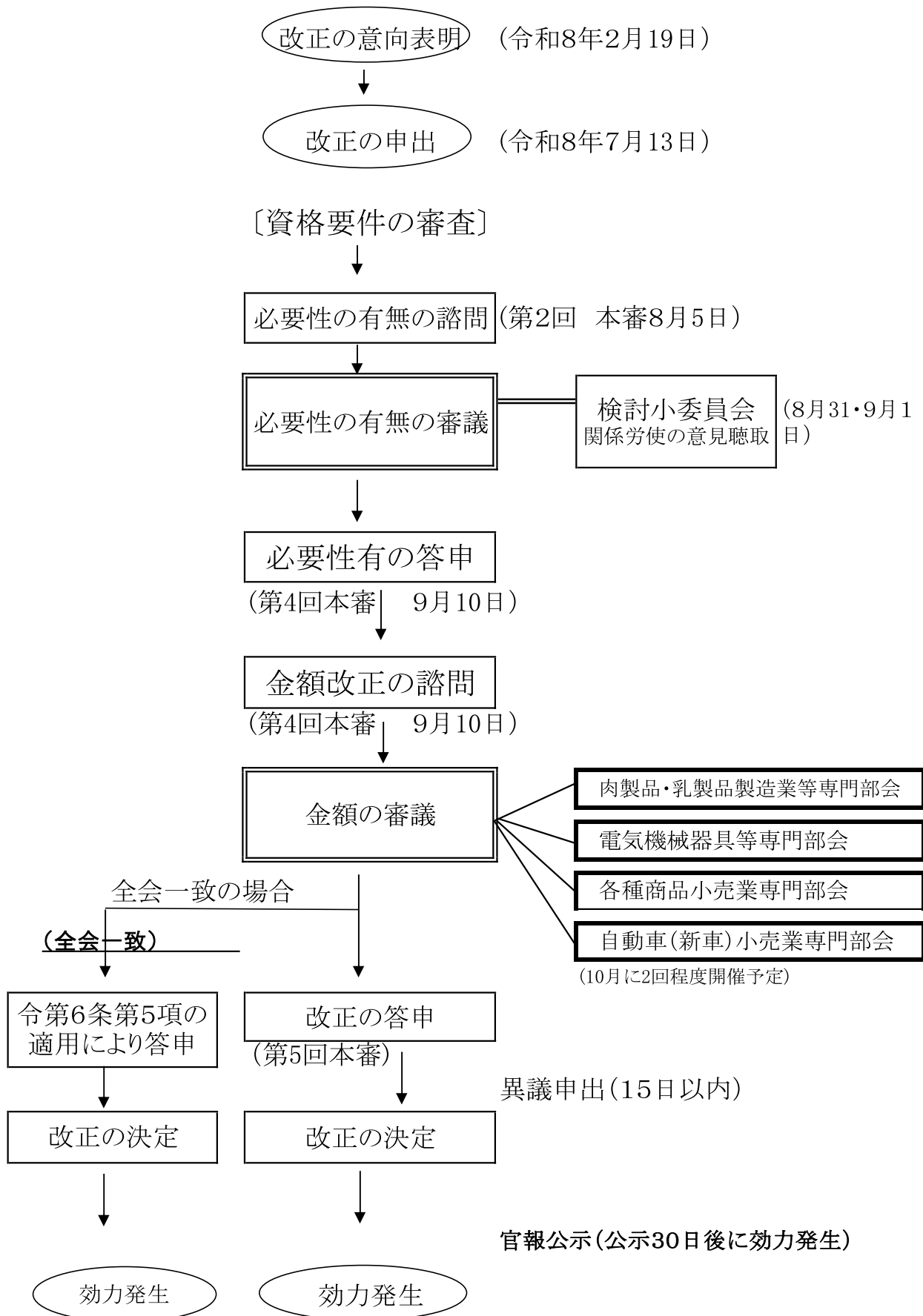
宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和8年8月31日

区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	こが しゅうへい 古賀 修平	宮崎大学地域資源創成学部 准教授
	みやかわ かよこ 宮川 香代子	はるの法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働 者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	しらさき よういち 白崎 洋一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	どい かずや 土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
使用 者 代表 委員	さこう しげひさ 酒匂 重久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	なかはら みつはる 中原 光晴	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	みやざき としなり 宮崎 敏也	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順

令和8年度特定最低賃金に係る審議の流れ図
「改正の必要性あり」の場合



連合宮崎発第2026-204号
2026年 7月13日

宮崎労働局長
吉越 正幸 様

日本労働組合総
宮崎県連合会（連
会 長 吉

2026年度特定（産業別）最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定期間（産業別）最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
（1）申 出 者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長（委員長） 土 居 和 也
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（1）申 出 者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表 松 岡 敏 博
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
（1）申 出 者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 沖 慎 司
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
（1）申 出 者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長 大 坪 浩 一 郎



以 上

2026年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

(1) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
30人以上 (A)	271,992	316,485	273,472	200,305	199,785
5人以上 (B)	249,440	341,267	264,716	205,270	197,743
格差 (B/A)	91.7	107.8	96.8	102.5	99.0

資料出所：「みやざきの賃金・労働時間・雇用の動き：産業別に見た賃金の動き」宮崎県（令和8年4月分）

(2) 九州各県・産業分類別賃金〔きまって支給する給与〕＊事業所規模30人以上

県名	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
福岡	280,949	368,778	311,040	234,794	198,227
佐賀	253,931	319,523	276,348	191,512	184,259
長崎	255,566	329,834	285,288	173,854	200,756
熊本	266,924	352,382	318,670	196,174	195,652
大分	271,029	345,511	300,017	200,527	184,291
宮崎	247,647	298,137	258,821	171,815	162,944
鹿児島	266,251	348,357	262,216	191,589	196,088
沖縄	235,625	291,397	231,754	178,416	177,910

資料出所：厚生労働省政策統括官「毎月勤労統計調査年報-地方調査-」第13表（令和6年平均）

(3) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

男性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	316.2	323.5	309.8	280.7	309.9	266.5
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	375.2	449.9	394.7	-	328.6	362.2
(B/A)	118.7	139.1	127.4	-	106.0	135.9
100~999人(C)	318.9	339.8	314.5	284.2	310.1	234.4
(C/A)	100.9	105.0	101.5	101.2	100.1	88.0
10~99人(D)	288.4	301.2	262.5	272.0	295.5	275.2
(D/A)	91.2	93.1	84.7	96.9	95.4	103.3

女性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	238.7	237.9	202.4	195.5	214.7	205.1
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	261.4	-	231.9	-	225.1	226.3
(B/A)	109.5	-	114.6	-	104.8	110.3
100~999人(C)	241.3	261.6	215.0	199.6	210.9	198.0
(C/A)	101.1	110.0	106.2	102.1	98.2	96.5
10~99人(D)	228.6	229.1	184.7	188.6	205.3	206.2
(D/A)	95.8	96.3	91.3	96.5	95.6	100.5

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」第1表（令和6年6月分）宮崎県

令和8年度特定最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和8年8月5日

名 称	申出年月日	申 出 者	適用 労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数				比率	審査結果	申出内容 参考協約額
				労働協 約・労使 協定等	機関決定	合意署名	合計 〔B〕			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金 協	令和8年7月13日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長）	人 2,687 (167)	人 920 (52)	人		人 920 (52)	34.2%	適	金額改正 1,100円
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 公	令和8年7月13日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表	人 7,127 (78)	人 379 (2)	人 2,824 (9)		人 3,203 (11)	44.9%	適	金額改正 1,174円
宮崎県各種商品小売業最低賃金 協	令和8年7月13日	宮崎県小売産業別最賃労組連絡会 代表幹事	人 4,597 (82)	人 2,123 (1)	人		人 2,123 (1)	46.2%	適	金額改正 1,075円
宮崎県部分肉・冷凍肉・肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金 公	令和8年7月13日	日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会 議長	人 2,876 (59)	人 280 (1)	人 1,022 (3)		人 1,302 (4)	45.3%	適	金額改正 1,110円

※（ ）内は事業所数または労組数



宮崎労発基 0805 第 1 号
令和 8 年 8 月 5 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎労働局長 吉越 正幸

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 13 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 吉岡英明会長から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）

申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長（委員長）

2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）

申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表

3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）

申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事

4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）

申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会 議長

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃 金 室

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0	705	0	0	890	32	3.73
R05	897	44	5.16	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	37	4.16
R06	952	55	6.13	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	0	0
R07	1,023	71	7.46	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	0	0

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
 各種商品小売業最低賃金は平成2から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。
 電気機械器具製造業最低賃金は令和4は改正なし→令和4年10月16日から地域別最低賃金を適用。
 自動車(新車)小売業最低賃金は令和6は改正なし→令和6年10月5日から地域別最低賃金を適用

令和8年度 特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】7/6運営小委員会確認

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

令和8年度第1回特定最低賃金検討小委員会

日時：令和8年8月3126日（月水）10時00分～12時00分

（第1回本審後の運営小員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 特定最低賃金審議会検討小委員会

意見陳述者へは審議会会長名の開催通知を発送する。

4 推薦手続き

- （1）5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼（依頼済）。
- （2）別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

5 意見発表・聴取要領

- （1）意見陳述者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- （2）発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- （3）意見書には発表の希望の有無を記載する。
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- （4）発表・聴取時間は1産業20分（肉乳のみ25分）とし、内訳は意見発表労使各5分（肉乳労側のみ10分）、質疑5分とする。
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答可能な事項について回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) ☐ 労働者代表意見 ☐ 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- ☐ 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
- ☐ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ☐ 各種商品小売業
- ☐ 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): _____業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) ☐ 有 ☐ 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

労働者代表

所 属 組 合	名 称		概	加盟組合数 (産別連合体の場合)	
	所在地	〒 ー		主な業種 (企業別組合の場合)	
	電話番号	ー ー	要	所属労働者数	
	職 名			参考事項	意見陳述の希望 有 ・ 無

使用者代表

所 属 企 業	名 称		概	労働者数	
	所在地	〒 ー		業 種	
	電話番号	ー ー	要		
	職 名				

(注1) 意見書を提出されない方への確認は、宮崎労働局賃金室(Tel0985-38-8836)からご連絡いたします。

(注2) 令和8年度県最賃答申後速やかに、第1回検討小委員会前日までに、宮崎労働局賃金室までご提出をお願いいたします。

メール アドレス: chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

(注3) やむを得ず、事前に提出ができない場合は、14部持参してください。

第1回検討小委員会

関係労使の意見聴取（会場：宮崎合同庁舎4階 基準部大会議室）

労働者側代表 意見陳述者（控室：宮崎合同庁舎2階 総合労働相談室2）

開会 10：00

10：00 冒頭議事

陳述予定時間

10：05 肉乳 労側

10：15 質問

10：20 電機 労側

10：25 質問

10：30 各種商品 労側

10：35 質問

10：40 自動車（新車）小売 労側

10：45 質問

10：50 使側意見表明（4業種まとめて）

10：55 質問

令和8年度

最低賃金に関する基礎調査結果

特定（産業別）最低賃金

宮 崎 労 働 局

目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 参考資料（分布特性値等の説明）
- 3 令和8年度影響率(未満率)一覧
- 4 業種別・就業形態別賃金特性値の比較
- 5 業種別特性値表
- 6 業種別特性値表（年度別）
- 7 賃金分布（4業種）

最低賃金に関する基礎調査の概要

(特定(産業別)最低賃金適用産業分)

1 趣旨

宮崎県の特定(産業別)最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金の実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。

2 調査産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、

- ① 部分肉・冷凍肉製造業、肉加工品製造業、処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業(処理牛乳・乳飲料製造業を除く)
- ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
- ③ 各種商品小売業
- ④ 自動車(新車)小売業

3 調査事業所規模、調査事業所数及び復元労働者数

	適用事業所数	適用労働者数	調査事業所規模	調査事業所数	復元労働者数
肉、乳製品等製造業	59 事業所	2,876 人	100人未満	17 事業所	771 人
電気機械器具等製造業	78 事業所	7,127 人	100人未満	28 事業所	1,444 人
各種商品小売業	82 事業所	4,597 人	100人未満	6 事業所	907 人
自動車(新車)小売業	167 事業所	2,687 人	30人未満	62 事業所	1,660 人

4 調査対象事項

令和8年6月1日から6月30日までの1ヶ月間(賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間)に支払われるべき賃金。

5 調査実施期日

令和8年5月8日から7月28日まで

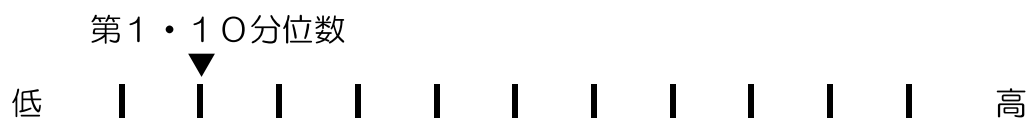
6 調査票の審査、集計及び母集団への復元は、宮崎労働局にて行った。

分布特性値

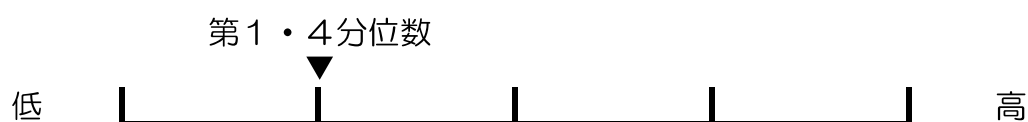
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1・10分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



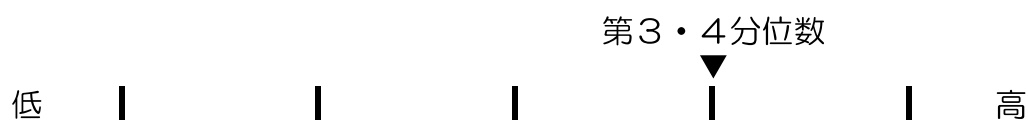
(ロ) 第1・4分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3・4分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9・10分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



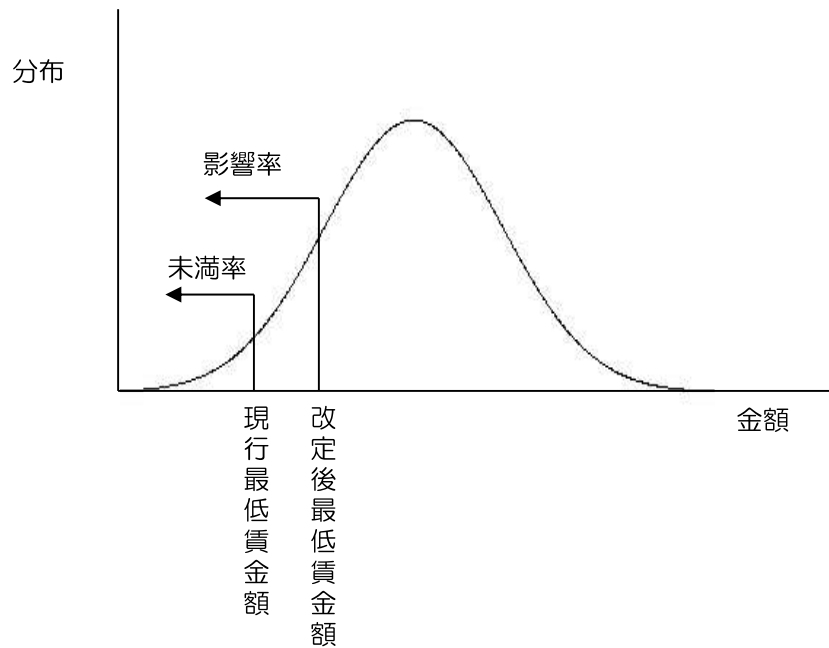
□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$\begin{aligned} \text{(イ) 4分位分散係数} &= \frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}} \\ &\text{(偏差係数)} \end{aligned}$$

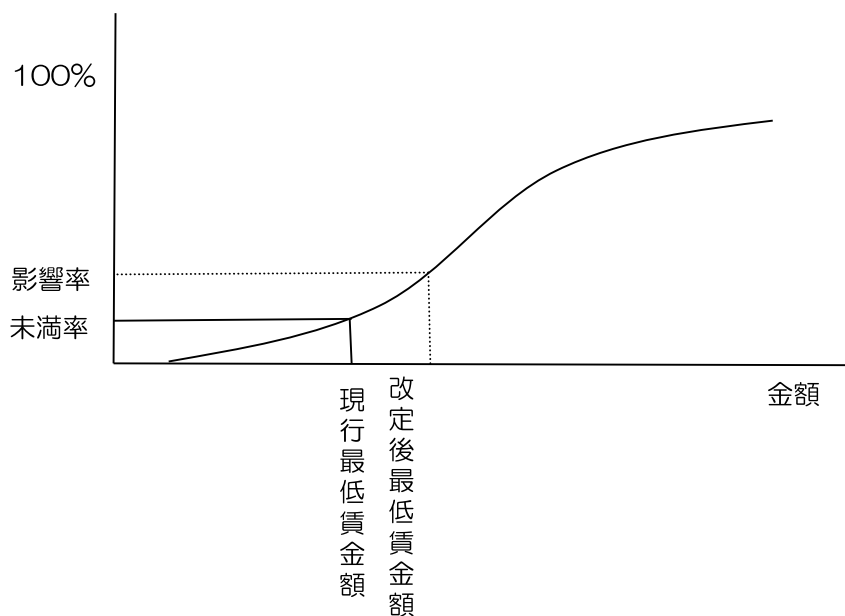
$$\text{(ロ) 10分位分散係数} = \frac{\text{第9・10分位数} - \text{第1・10分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。



令和8年度 影響率(未満率)一覧「宮崎県最低賃金(地域別／産別)」

件名	地域最賃	肉・乳	電機	各種商品	自動車(新車)
7年度最賃額(円)	1023円	1023円	1023円	1023円	1023円
引上げ額	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率
0円(未満率)	1023円	1023円	1023円	1023円	1023円
		2.20%	0.00%	0.00%	0.53%
1円		1024円	1024円	1024円	1024円
		4.41%	1.88%	0.87%	0.72%
2円		1025円	1025円	1025円	1025円
		4.73%	3.13%	0.87%	0.72%
3円		1026円	1026円	1026円	1026円
		4.73%	5.03%	0.87%	0.72%
4円		1027円	1027円	1027円	1027円
		4.73%	5.24%	0.87%	0.72%
5円		1028円	1028円	1028円	1028円
		4.73%	5.24%	0.87%	0.72%
6円		1029円	1029円	1029円	1029円
		4.73%	5.24%	0.87%	0.72%
7円		1030円	1030円	1030円	1030円
		4.73%	5.24%	0.87%	0.72%
8円		1031円	1031円	1031円	1031円
		5.67%	5.65%	0.87%	0.85%
9円		1032円	1032円	1032円	1032円
		5.67%	5.65%	0.87%	0.85%
10円		1033円	1033円	1033円	1033円
		5.67%	5.65%	0.87%	1.37%
11円		1034円	1034円	1034円	1034円
		5.67%	5.65%	0.87%	1.37%
12円		1035円	1035円	1035円	1035円
		5.67%	5.87%	0.87%	1.37%
13円		1036円	1036円	1036円	1036円
		5.67%	6.49%	0.87%	1.37%
14円		1037円	1037円	1037円	1037円
		5.67%	7.53%	0.87%	1.64%
15円		1038円	1038円	1038円	1038円
		7.55%	7.74%	1.73%	1.64%
16円		1039円	1039円	1039円	1039円
		8.02%	7.74%	2.16%	1.83%
17円		1040円	1040円	1040円	1040円
		8.49%	7.74%	2.16%	1.83%
18円		1041円	1041円	1041円	1041円
		8.49%	8.37%	3.03%	2.02%
19円		1042円	1042円	1042円	1042円
		8.49%	8.37%	3.03%	2.02%
20円		1043円	1043円	1043円	1043円
		8.49%	8.37%	3.03%	2.02%
21円		1044円	1044円	1044円	1044円
		8.96%	8.37%	3.03%	2.02%
22円		1045円	1045円	1045円	1045円
		8.96%	8.58%	3.03%	2.02%
23円		1046円	1046円	1046円	1046円
		9.43%	8.58%	4.76%	2.02%
24円		1047円	1047円	1047円	1047円
		9.43%	8.58%	5.73%	2.02%
25円		1048円	1048円	1048円	1048円
		9.43%	8.79%	5.73%	2.29%
26円		1049円	1049円	1049円	1049円
		9.43%	8.79%	5.73%	2.29%
27円		1050円	1050円	1050円	1050円
		9.43%	9.00%	5.73%	2.29%
28円		1051円	1051円	1051円	1051円
		19.06%	9.42%	5.73%	2.81%
29円		1052円	1052円	1052円	1052円
		20.47%	10.04%	8.64%	2.81%
30円		1053円	1053円	1053円	1053円
		20.80%	10.25%	8.64%	2.81%
31円		1054円	1054円	1054円	1054円
		20.80%	10.25%	8.64%	2.81%
32円		1055円	1055円	1055円	1055円
		20.80%	10.25%	8.64%	2.81%
33円		1056円	1056円	1056円	1056円
		21.12%	10.46%	8.64%	2.81%

件名	地域最賃	肉・乳	電機	各種商品	自動車(新車)
34円		1057円	1057円	1057円	1057円
		21.12%	10.88%	8.64%	2.81%
35円		1058円	1058円	1058円	1058円
		21.45%	10.88%	8.64%	2.94%
36円		1059円	1059円	1059円	1059円
		22.10%	10.88%	8.64%	2.94%
37円		1060円	1060円	1060円	1060円
		22.10%	11.09%	8.64%	2.94%
38円		1061円	1061円	1061円	1061円
		23.09%	11.30%	8.64%	3.20%
39円		1062円	1062円	1062円	1062円
		23.09%	11.71%	8.64%	3.20%
40円		1063円	1063円	1063円	1063円
		23.55%	11.71%	8.64%	3.20%
41円		1064円	1064円	1064円	1064円
		23.55%	11.92%	8.64%	3.20%
42円		1065円	1065円	1065円	1065円
		24.02%	12.13%	8.64%	3.20%
43円		1066円	1066円	1066円	1066円
		24.02%	12.55%	8.64%	3.20%
44円		1067円	1067円	1067円	1067円
		24.68%	12.76%	8.64%	3.20%
45円		1068円	1068円	1068円	1068円
		24.68%	12.76%	8.64%	3.20%
46円		1069円	1069円	1069円	1069円
		25.15%	12.76%	8.64%	3.20%
47円		1070円	1070円	1070円	1070円
		25.15%	12.76%	8.64%	3.47%
48円		1071円	1071円	1071円	1071円
		25.15%	12.76%	8.64%	3.47%
49円		1072円	1072円	1072円	1072円
		25.62%	12.97%	8.64%	3.47%
50円		1073円	1073円	1073円	1073円
		25.62%	13.38%	8.64%	3.47%
51円		1074円	1074円	1074円	1074円
		25.62%	14.01%	8.64%	3.73%
52円		1075円	1075円	1075円	1075円
		25.62%	14.01%	8.64%	3.73%
53円		1076円	1076円	1076円	1076円
		26.27%	14.01%	8.64%	3.73%
54円		1077円	1077円	1077円	1077円
		26.27%	14.01%	8.64%	3.73%
55円		1078円	1078円	1078円	1078円
		26.27%	14.01%	8.64%	3.73%
56円		1079円	1079円	1079円	1079円
		26.27%	14.01%	8.64%	3.73%
57円		1080円	1080円	1080円	1080円
		26.74%	14.22%	8.64%	3.73%
58円		1081円	1081円	1081円	1081円
		27.07%	14.22%	8.64%	3.73%
59円		1082円	1082円	1082円	1082円
		27.07%	14.22%	8.64%	3.73%
60円		1083円	1083円	1083円	1083円
		27.53%	14.64%	8.64%	3.73%
61円		1084円	1084円	1084円	1084円
		27.53%	14.64%	8.64%	3.73%
62円		1085円	1085円	1085円	1085円
		27.53%	14.64%	8.64%	3.99%
63円		1086円	1086円	1086円	1086円
		27.53%	14.64%	8.64%	4.12%
64円		1087円	1087円	1087円	1087円
		27.53%	14.85%	8.64%	4.12%
65円		1088円	1088円	1088円	1088円
		27.53%	15.27%	8.64%	4.12%
66円		1089円	1089円	1089円	1089円
		28.19%	15.27%	8.64%	4.12%
67円		1090円	1090円	1090円	1090円
		28.19%	15.27%	8.64%	4.12%
68円		1091円	1091円	1091円	1091円
		28.52%	15.69%	8.64%	4.12%
69円		1092円	1092円	1092円	1092円
		28.52%	15.90%	8.64%	4.12%

件名	地域最賃	肉・乳	電機	各種商品	自動車(新車)
70円		1093円	1093円	1093円	1093円
		28.52%	16.10%	8.64%	4.12%
71円		1094円	1094円	1094円	1094円
		28.52%	16.10%	8.64%	4.52%
72円		1095円	1095円	1095円	1095円
		28.52%	16.10%	8.64%	4.65%
73円		1096円	1096円	1096円	1096円
		28.52%	16.10%	8.64%	4.78%
74円		1097円	1097円	1097円	1097円
		29.92%	16.31%	8.64%	4.78%
75円		1098円	1098円	1098円	1098円
		29.92%	16.31%	8.64%	4.78%
76円		1099円	1099円	1099円	1099円
		30.86%	16.31%	8.64%	4.78%
77円		1100円	1100円	1100円	1100円
		31.33%	16.31%	8.64%	4.91%
78円		1101円	1101円	1101円	1101円
		32.74%	18.19%	72.78%	5.57%
79円		1102円	1102円	1102円	1102円
		32.74%	18.19%	72.78%	5.57%
80円		1103円	1103円	1103円	1103円
		32.74%	18.61%	72.78%	5.57%
81円		1104円	1104円	1104円	1104円
		32.74%	18.61%	72.78%	5.57%
82円		1105円	1105円	1105円	1105円
		32.74%	18.82%	72.78%	5.57%
83円		1106円	1106円	1106円	1106円
		32.74%	19.03%	72.78%	5.57%
84円		1107円	1107円	1107円	1107円
		32.74%	19.03%	72.78%	5.57%
85円		1108円	1108円	1108円	1108円
		33.21%	19.45%	72.78%	5.57%
86円		1109円	1109円	1109円	1109円
		33.21%	19.66%	72.78%	5.57%
87円		1110円	1110円	1110円	1110円
		33.21%	19.86%	72.78%	5.70%
88円		1111円	1111円	1111円	1111円
		33.21%	23.24%	72.78%	5.70%
89円		1112円	1112円	1112円	1112円
		33.21%	23.45%	72.78%	5.83%
90円		1113円	1113円	1113円	1113円
		33.21%	23.45%	72.78%	5.83%
91円		1114円	1114円	1114円	1114円
		33.21%	23.45%	72.78%	5.83%
92円		1115円	1115円	1115円	1115円
		33.21%	24.28%	72.78%	5.96%
93円		1116円	1116円	1116円	1116円
		34.47%	24.28%	72.78%	5.96%
94円		1117円	1117円	1117円	1117円
		34.80%	24.28%	72.78%	5.96%
95円		1118円	1118円	1118円	1118円
		34.80%	24.49%	72.78%	5.96%
96円		1119円	1119円	1119円	1119円
		34.80%	24.70%	72.78%	6.09%
97円		1120円	1120円	1120円	1120円
		35.45%	24.91%	72.78%	6.09%
98円		1121円	1121円	1121円	1121円
		35.45%	25.12%	72.78%	6.09%
99円		1122円	1122円	1122円	1122円
		35.45%	25.12%	72.78%	6.22%
100円		1123円	1123円	1123円	1123円
		35.45%	25.12%	72.78%	6.22%

業種別・就業形態別賃金特性値の比較

全て（一般＋パート）

	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	192,036	216,103	238,885	153,962	281,714
時間当平均賃金額(円)	1,373	1,334	1,446	1,232	1,742
月一人当たり労働時間数	136 時間	162 時間	164 時間	120 時間	162 時間
第1・20分位数(円)	1,023	1,030	1,025	1,046	1,100
第1・10分位数(円)	1,025	1,050	1,051	1,100	1,185
第1・ 4分位数(円)	1,060	1,068	1,120	1,100	1,383
中位数 (円)	1,200	1,206	1,333	1,100	1,613
復元労働者数(人)	155,098 人	771 人	1,444 人	907 人	1,660 人
最賃額(円)	1,023	1,023	1,023	1,023	1,023

一般

	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	242,016	226,011	247,396	259,784	283,258
時間当平均賃金額(円)	1,474	1,361	1,474	1,582	1,747
月一人当たり労働時間数	164 時間	167 時間	168 時間	163 時間	162 時間
第1・20分位数(円)	1,023	1,024	1,040	1,045	1,100
第1・10分位数(円)	1,037	1,050	1,079	1,136	1,187
第1・ 4分位数(円)	1,125	1,098	1,136	1,155	1,385
中位数 (円)	1,331	1,250	1,352	1,207	1,616
復元労働者数(人)	102,568 人	701 人	1,335 人	254 人	1,640 人

パート

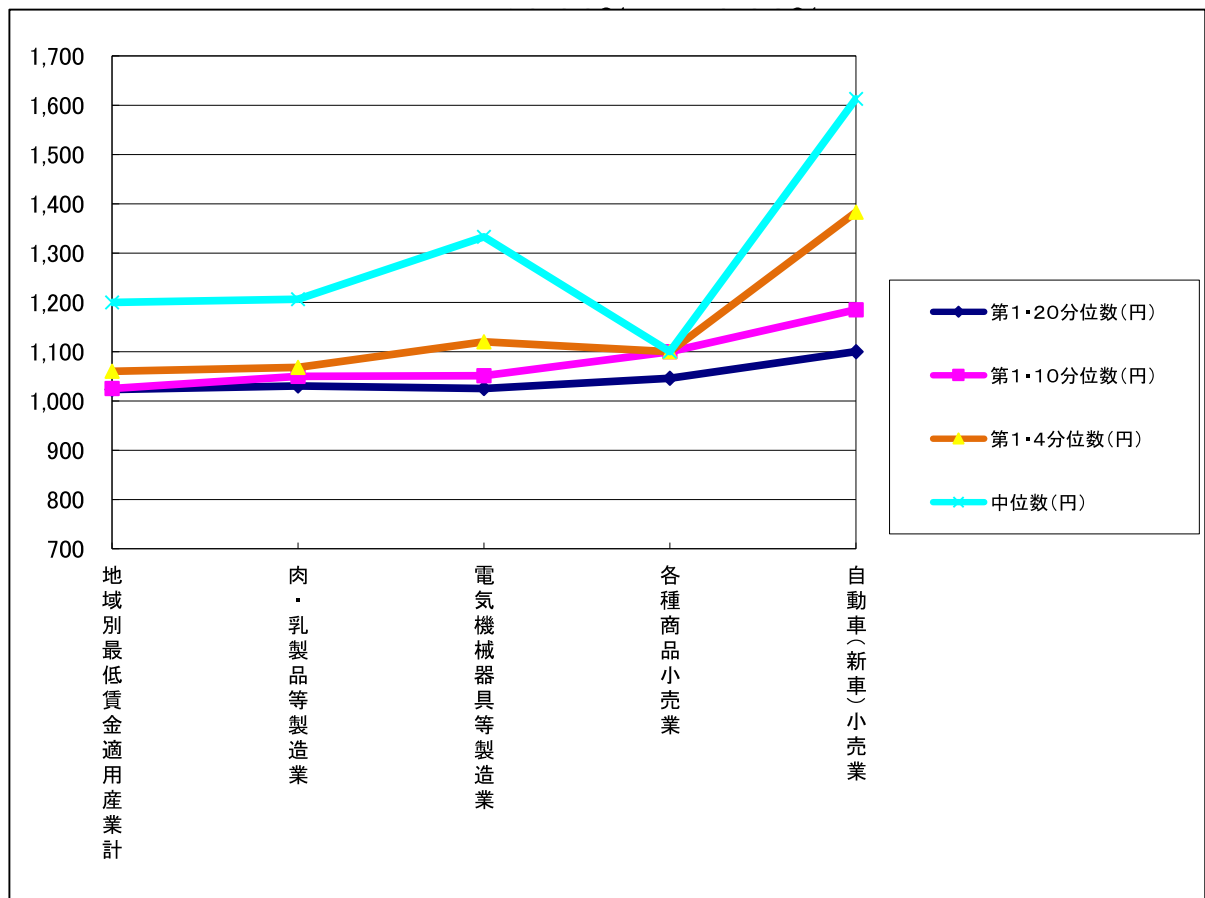
	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	94,447	116,226	135,080	112,854	151,751
時間当平均賃金額(円)	1,177	1,063	1,111	1,096	1,327
月一人当たり労働時間数	81 時間	109 時間	121 時間	103 時間	112 時間
第1・20分位数(円)	1,023	1,030	1,023	1,046	1,050
第1・10分位数(円)	1,023	1,030	1,025	1,100	1,050
第1・ 4分位数(円)	1,030	1,050	1,025	1,100	1,100
中位数 (円)	1,070	1,050	1,055	1,100	1,228
復元労働者数(人)	52,530 人	70 人	109 人	653 人	19 人

※ 「パート」とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間又は所定労働日数より少ない労働者をいう。

業 種 別 特 性 値 表

令和8年度
全労働者

	地域別最低賃金適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
最低賃金額（時間額）	1023	1023	1023	1023	1023
第1・20分位数（円）	1,023	1,030	1,025	1,046	1,100
第1・10分位数（円）	1,025	1,050	1,051	1,100	1,185
第1・4分位数（円）	1,060	1,068	1,120	1,100	1,383
中位数（円）	1,200	1,206	1,333	1,100	1,613
時間当平均賃金額（円）	1,373	1,334	1,446	1,232	1,742
月平均賃金額（円）	192,036	216,103	238,885	153,962	281,714



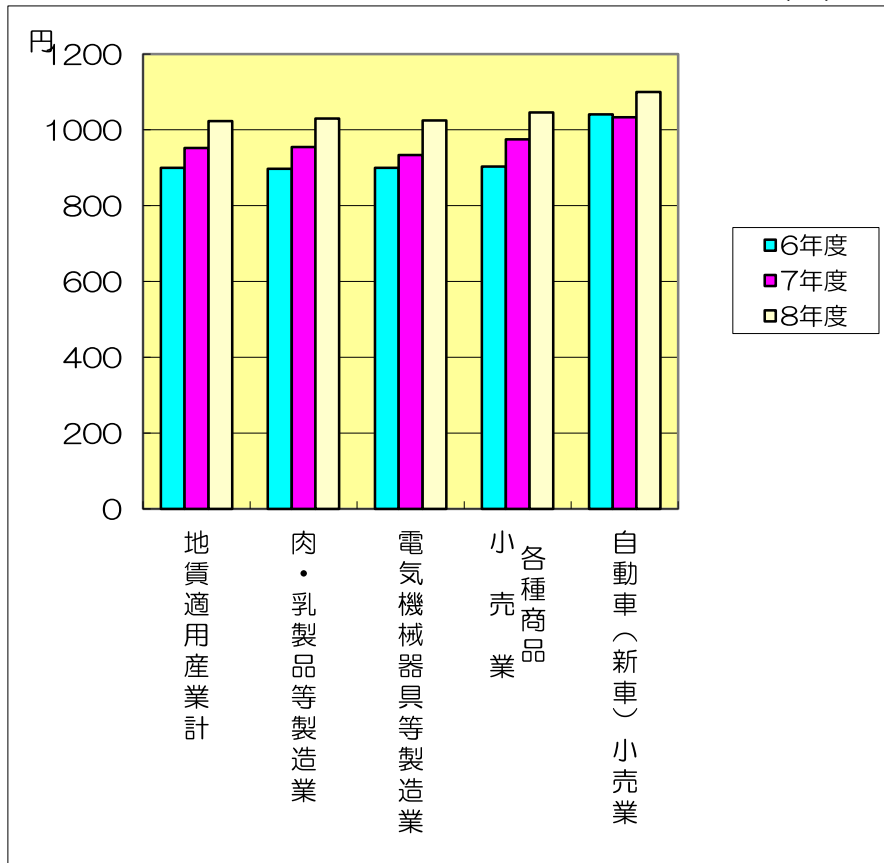
業 種 別 特 性 値 表

〔 事業所規模：肉・乳製品等製造業、電気機械器具等製造業 1～99人
各種商品小売業 1～99人、自動車小売業1～29人 〕

第1・20分位数

	地賃適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
6年度	900	897	900	903	1041
7年度	952	955	934	975	1033
8年度	1023	1030	1025	1046	1100

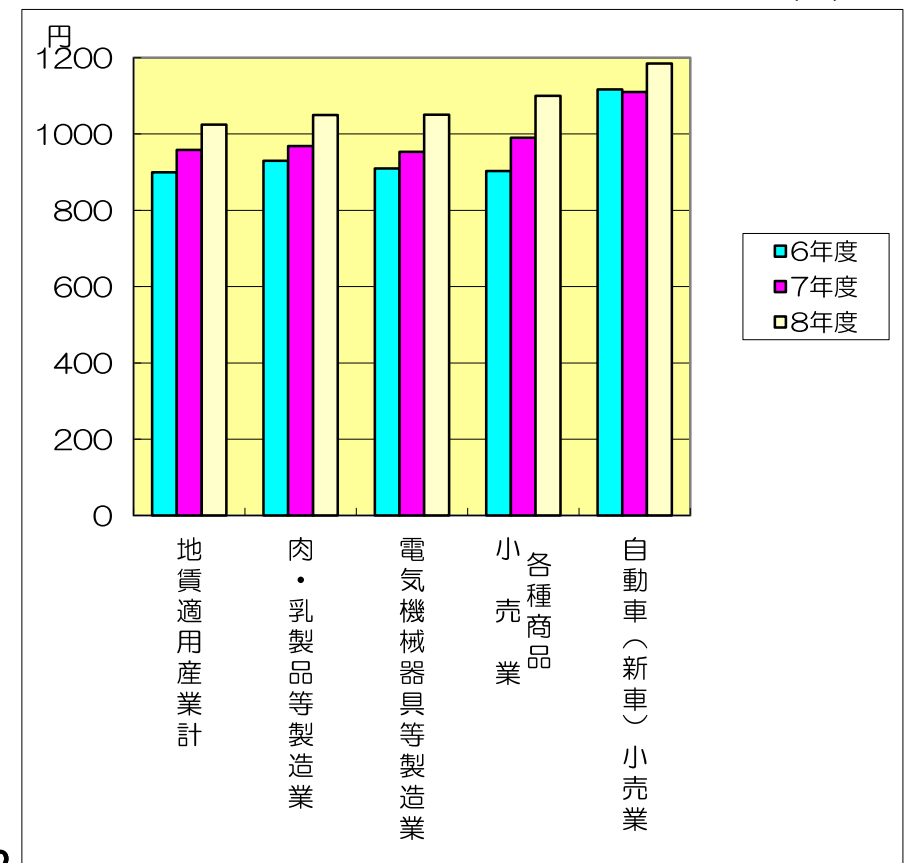
(円)



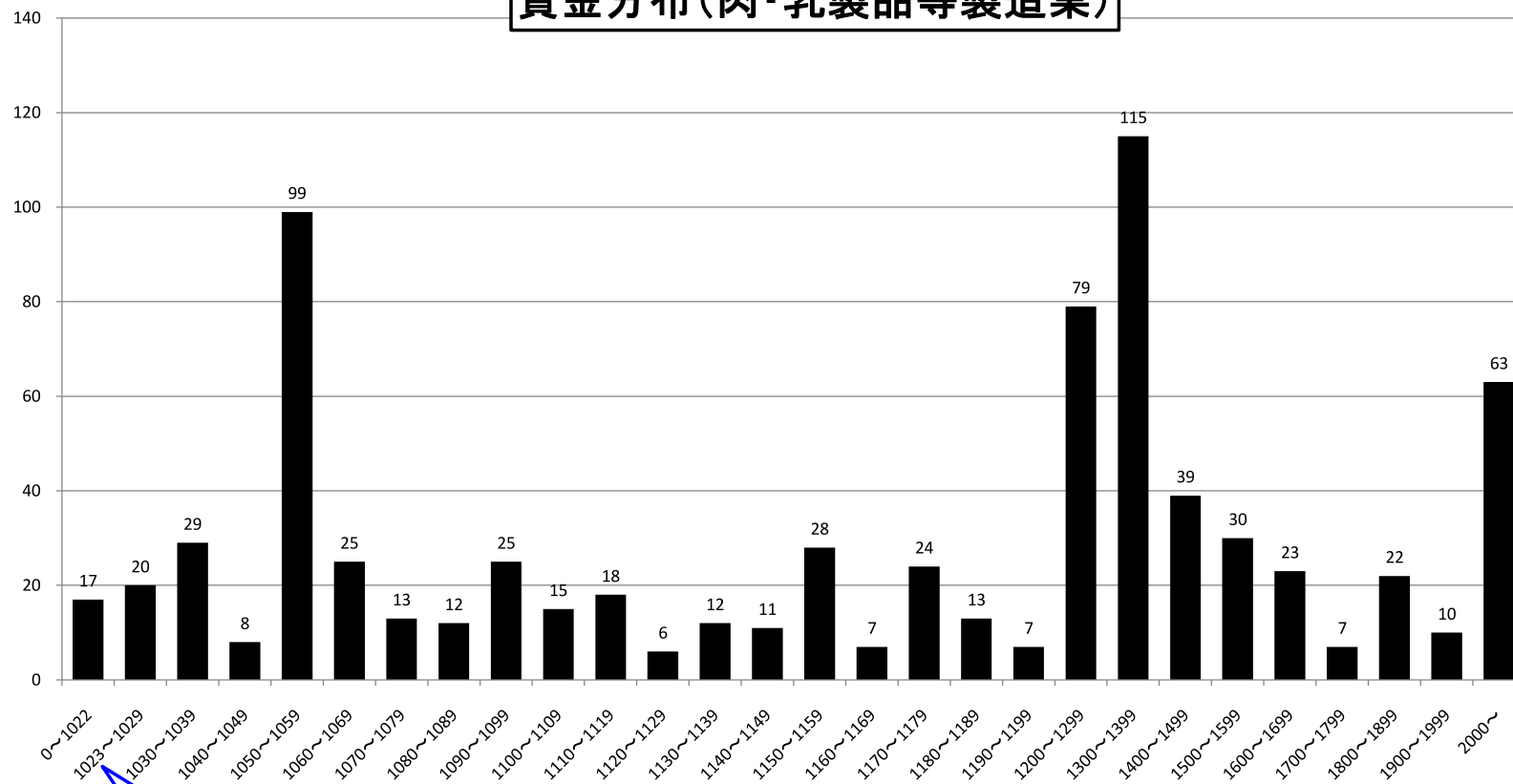
第1・10分位数

	地賃適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
6年度	900	930	910	903	1117
7年度	958	968	953	990	1110
8年度	1025	1050	1051	1100	1185

(円)



賃金分布(肉・乳製品等製造業)



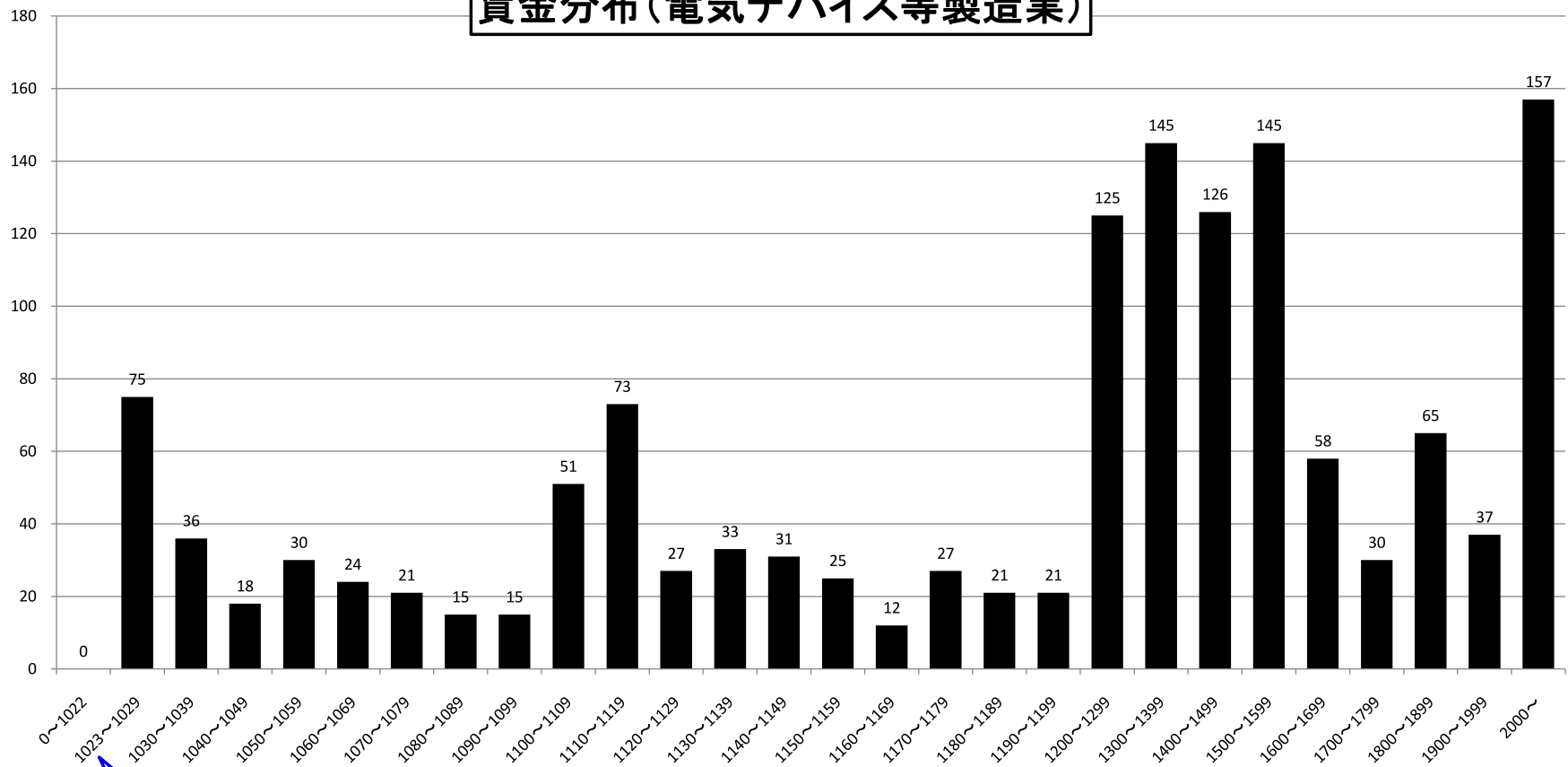
1,023円

R08

復元労働者

771 人

賃金分布(電気デバイス等製造業)



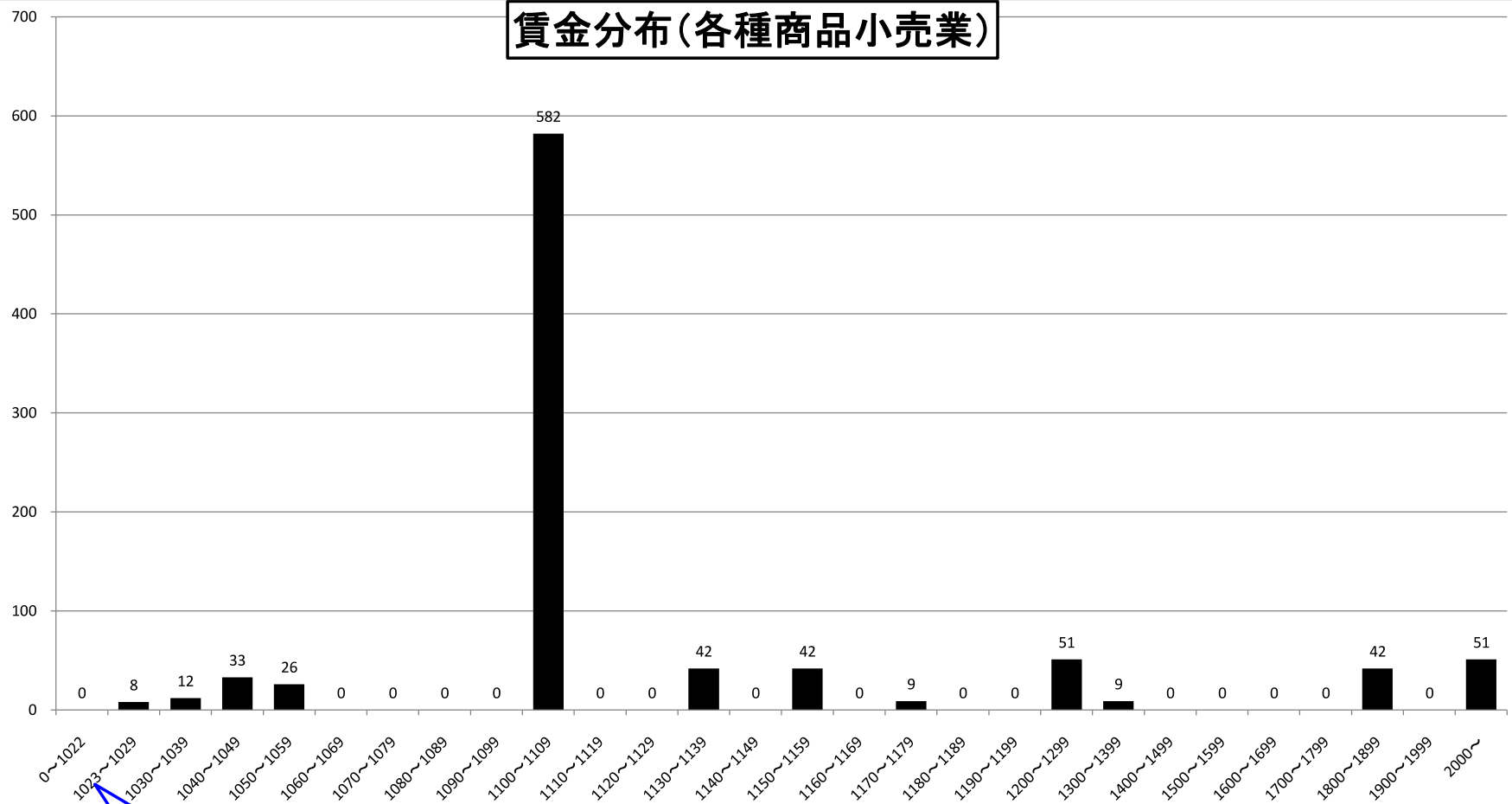
1,023円

R08

復元労働者

1,444 人

賃金分布(各種商品小売業)



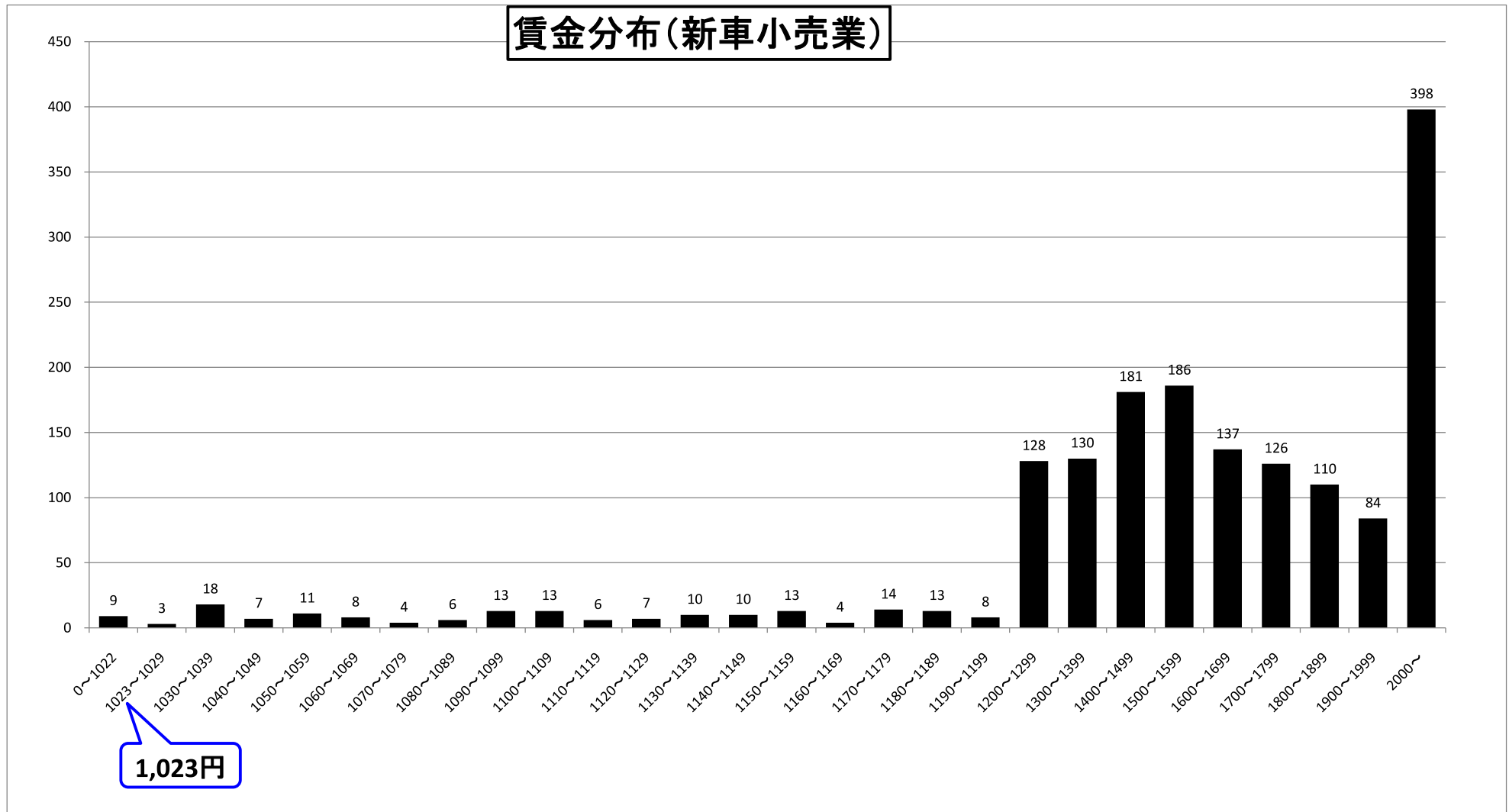
1,023円

R08

復元労働者

907 人

賃金分布(新車小売業)



R08

復元労働者

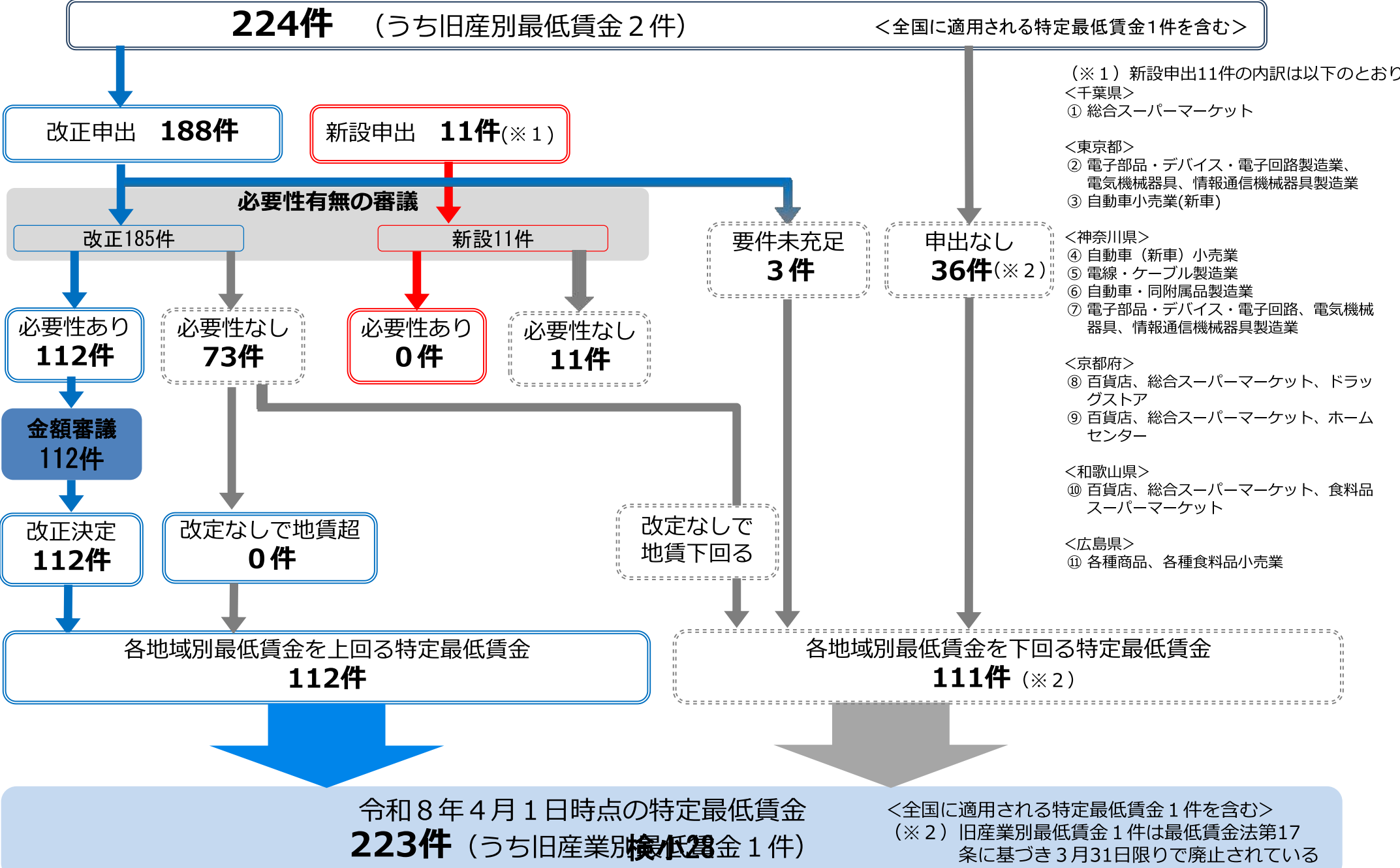
1,660 人

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せをするもの(※)。
(※)特定最低賃金が設定された場合でも、使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。
- 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。
- 令和8年4月1日現在、全国で223件設定(うち地域別最賃を上回るのは112件)。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のものは1件のみ(平成12年以降、改正されず)。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ 産業・職業を問わず <u>すべての労働者に適用</u> ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 新設 : 対象労働者の <u>2分の1以上</u> の労働協約等 改正・廃止: 対象労働者の <u>3分の1以上</u> の労働協約等 ○ 新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブ 検出27	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定)

令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金



最低賃金法第17条：特定最低賃金が著しく不相当となった場合、労使の申出を待つことなく厚生労働大臣又は都道府県労働局長自らが職権で廃止することができる。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(ロ) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議前の勉強会等

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

審議の中での取組

公益委員による争点の明確化と働きかけにより、労使当事者間の自主的な協議がなされた結果、「必要性あり」へと合意形成が図られた事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、複数の業種について、労働者側委員と使用者側委員との主張が対立し議論が平行線となる中、公益委員が争点を明確化した上で、自主的な協議の重要性を示し、審議の継続を提案。これを受け、労使双方が協議継続に合意した。
- その後、労働者側委員と使用者側委員で協議を重ねた結果、複数の業種について順次結審に至るとともに、残る業種についても考え方の整理が進み、最終的に折り合いが付き「必要性あり」で結審した。

審議の中での取組

小委員会において、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 労働者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張したが、使用者側委員は厳しい経営環境を踏まえ慎重姿勢を示していたため、小委員会を設置し、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った。
- 小委員会での意見交換の結果、当該産業は県内の主要産業であること、人口流出への対応等の観点から特定最低賃金の必要性について認識が共有され、使用者側も現実的な金額設定を前提に改正を容認するなど歩み寄りが見られ、最終的に労使の認識が一致し「改正の必要性あり」として全会一致となった。

審議の中での取組

産業の優位性確保の観点を踏まえ、関係労使の合意形成により「改正の必要性あり」となった事例

- 当該産業における賃金水準の優位性を維持する必要性を整理したうえで、物価上昇率、春季労使交渉結果、企業の賃金支払能力から賃金引上げは可能であり、人材確保の観点を踏まえ、「改正の必要性あり」と判断され、その後の金額審議では、産業の実情に基づく判断が行われた。
- 小委員会の設置、当該産業の労使を参考人として招致したほか、現場視察の実施等、審議過程においても様々な取組が行われ、労働者側委員と使用者側委員の共通認識の形成が図られた。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議の中での取組

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

審議終了後に次年度に向けた調整を実施

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労使双方の歩み寄りが十分に行われなかった例

労使双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員が、県の基幹産業であること、産業の魅力向上、人材確保等の観点から「必要性あり」と主張したのに対し、使用者側委員は、厳しい経営環境や地域別最低賃金が近年、大幅に引き上げられていることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- いかなる状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な議論がないまま、審議が終了している。